

川崎市消防局救急業務医薬品等管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）第2条第4号に基づき、救急業務に使用する医薬品等の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 医薬品等とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品のうち、救急救命士法施行規則第21条第1号及び第3号の規定で厚生労働大臣が指定した薬剤（以下「薬剤」という。）及び、消防長が指定した消毒薬等（以下「消毒薬等」という。）をいう。

(管理責任者等)

第3条 消防局における医薬品等の保管及び管理のため、消防局に管理責任者を置き、警防部長をもって充てる。

2 警防部救急課に副管理責任者を置き、救急課長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は、医薬品等の管理全般を統括する。

2 副管理責任者は、管理責任者を補佐し、医薬品等の購入事務、出納簿登録事務及び管理事務を監督する。

(保管責任者等)

第5条 消防署における医薬品等の保管及び管理を徹底するため、消防署に保管責任者を置き、消防署長をもって充てる。

2 消防署に副保管責任者を置き、署担当課長をもって充てる。

(保管責任者等の責務)

第6条 保管責任者は、消防署に配置されている医薬品等の管理全般を統括する。

2 副保管責任者は、保管責任者を補佐し、消防署に配置されている医薬品等の管理事務を監督する。

(取扱責任者等)

第7条 消防署における医薬品等の取扱いの適正を図るため、消防署に取扱責任者を置き、救急係長をもって充てる。

2 消防署に副取扱責任者を置き、救急隊長をもって充てる。

(取扱責任者等の責務)

第8条 取扱責任者は、消防署に配置されている医薬品等の在庫管理を徹底するとともに、医薬品等の適正な取扱いの指導を行わなければならない。

2 副取扱責任者は、取扱責任者を補佐し、消防署及び消防出張所又は救急現場等における医薬品等の管理及び適正な取扱いを徹底しなければならない。

(薬剤の購入)

第9条 薬剤は、次の各号に定めるところにより、購入するものとする。

(1) 管理責任者は、救急業務に必要な薬剤の購入を毎年度初めに実施するものとする。

(2) 購入に必要な販売指示書は、神奈川県メディカルコントロール協議会の指定する様式を使用し、川崎市メディカルコントロール協議会委員の医師の同意を得て作成しなければならない。

(3) 薬剤の購入時は、販売業者に販売指示書の副本を交付するとともに、正本を保存し、販売業者から要求があった場合には、正本を速やかに提示しなければならない。

(医薬品等の管理)

第10条 医薬品等の管理は次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 医薬品等を購入した場合は、川崎市物品会計規則に基づき出納簿に登録

し、保管換え手続きを行った後に消防署へ配置しなければならない。

(2) 消防署に配置された医薬品等は使用期限を遵守するとともに、適正に数量を把握しておかなければならない。

(3) 消防署に配置された医薬品等のうち、別表に定めるものについては、他の医薬品等と区別して管理するとともに、施錠管理を徹底し、紛失防止の徹底を図らなければならない。

(4) 消防署に配置された医薬品等のうち、別表に定めるものについては、保管在庫数の範囲で管理し、不足する場合は直ちに補充するものとする。

(医薬品等の請求)

第11条 前条第4号の規定に基づき、薬剤を補充する場合は、薬剤請求書（第1号様式）により管理責任者へ請求するものとする。

2 消防署で保管する医薬品等のうち、消毒薬等の請求等については、別に定めるところにより請求するものとする。

(報告)

第12条 保管責任者は、毎月の薬剤の管理状況を薬剤管理状況表〔第2号様式、第2号様式(2)〕により、翌月5日までに管理責任者へ報告しなければならない。

2 保管責任者は、配置された医薬品等に関係する事故等が発生した場合は、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

管 理 薬 剤 一 覧 表

分類	品名	形状寸法	保管在庫数（本）	
			上限	下限
医薬品（注射薬）	アドレナリン（エピネフリン）	1 m l		5
医薬品（注射薬）	乳酸リンゲル	2 5 0 m l	1 0	5

※ 数量は救急隊1隊あたりの数量とする。

第1号様式（第11条関係）

川消 第 号
年 月 日

警防部長様

消防署長

薬 剤 請 求 書

救急業務に使用するため、次の薬剤を請求します。

品名	数量	形状寸法	備考

